

障発0411第5号  
平成24年4月11日  
一部改正 障発0331第45号  
平成26年3月31日  
一部改正 障発0409第6号  
平成27年4月9日  
一部改正 障発0330第5号  
平成28年3月30日  
一部改正 障発0330第7号  
平成29年3月30日  
一部改正 障発0315第1号  
平成30年3月15日  
一部改正 障発0319第1号  
平成31年3月19日  
一部改正 障発0403第1号  
令和2年4月3日  
一部改正 障発0407第1号  
令和3年4月7日  
最終改正 障発0325第4号  
令和4年3月25日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長

#### 工賃向上計画支援等事業の実施について

令和3年3月10日付け障発0310第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』にて「工賃向上計画」の指針をお示ししたところであるが、この具体的な取組のため「工賃向上計画支援等事業実施要綱」を定めたので、事業の運営に遺漏なきを期されたい。

(別紙)

## 工賃向上計画支援等事業実施要綱

### 1 事業の目的

本事業は、都道府県が自ら策定した「工賃向上計画」に基づき実施する具体的方策等を支援することを通じ、就労継続支援B型事業所等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、就労継続支援A型事業の生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加その他の賃金向上を図るための取組を推進すること等を目的とする。また、共同受注窓口の機能強化を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進し、工賃・賃金向上を図るとともに、もって障害者が地域で自立して生活することを支援するものである。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。

在宅就業マッチング支援等事業については、都道府県が補助又は委託をする事業者として認めた在宅雇用や在宅就業支援などのノウハウを有する社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人及び特定非営利活動法人等に補助し、又は委託して実施することも可能とする。

なお、在宅就業マッチング支援等事業以外の事業の全部又は一部を、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人及び特定非営利活動法人等であって、都道府県が適切な事業運営ができると認められるものに委託することができる。

### 3 事業の内容

工賃向上計画支援等事業の事業内容は、次のとおりとする。

なお、事業実施にあたっては、障害者就労施設等の生産活動収支の状況や平均賃金・工賃月額状況により必要となる支援が異なることから、支援方法や頻度も異なることにも留意すること。各都道府県においては、指定都市及び中核市が指定した障害者就労施設等も含めて生産活動収入、平均賃金・工賃月額の現状を把握した上で、課題を分析し、効果的に支援ができるよう、事業目的及び支援対象事業所を明確にして事業を実施すること。また、次に掲げる事業を組み合わせることによる効果的、継続的な支援を実施するとともに、障害者の就労のための能力の向上だけでなく、各事業所の支援者の支援力の向上、さらに、共同受注窓口担当者の各事業所に対する助言・援助(下記③に掲げる(ウ)から(カ)の取組をいう。以下同じ。)に係るノウハウの蓄積等も図ること。

#### (1) 基本事業

##### ① 工賃等向上事業

##### ア 工賃・賃金アップ取組事業所経営改善支援事業

障害者就労施設等(下記4(2)に掲げる障害者就労施設等をいう)。

以下同じ。)の賃金・工賃の向上や経営改善等に向け、経営コンサルタントや企業経営の経験のある企業OB等の積極的活用により、各事業所における効果的な工賃向上計画・賃金向上計画等の策定や管理者の意識向上のための支援、直接訪問による個別支援等を実施するとともに、共同受注窓口が各事業所に対して経営改善等の助言・援助を實踐できるノウハウ等を培うことを支援する。生産活動の経営改善支援の実施にあたっては、各都道府県産業振興部局とも連携しながら支援方策の検討を行うよう努めること。

(ア) 経営コンサルタントの派遣等による事業所の生産活動の経営改善支援

(イ) 事業所の工賃向上計画・賃金向上計画等の策定及び管理者の意識改善支援

(ウ) 経営コンサルタントの派遣等による共同受注窓口における各事業所への経営改善等の助言・援助に係る実践力養成・増強支援

イ 共同受注窓口を活用した品質向上支援事業

障害者就労施設等が提供する物品等の品質向上や生産効率の向上等に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施する。

(ア) 事業所・共同受注窓口に対する専門家の派遣等による技術指導による品質向上支援

(イ) 事業所・共同受注窓口に対する利用者の作業効率向上支援

ウ 事業所・共同受注窓口職員の人材育成(生産活動への企業的手法の導入)のための研修等に係る事業

障害者就労施設等の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産効率向上のための企業的手法の導入及びICT機器の活用や知識向上のための研修会等を開催する。

エ インターネットを活用した都道府県が実施する工賃・賃金向上のための支援事業

障害者就労施設等の商品や役務の内容を整理した上で、地域住民や企業等に情報提供し、安定的な販路を得るために実施する。当該事業を実施する際には、参加した障害者就労施設等の工賃・賃金向上が必ず図れるようにするとともに、共同受注窓口の活用を検討すること。

オ 販路開拓支援

障害者就労施設等の芸術品や文化活動も含め、商品や生産活動のPRを行うとともに販売会及び商談会を実施する。なお、販売会及び商談会を実施する際には、障害者の就労のための能力・知識の向上だけでなく、社会性も身につくことにもつながるため、障害者就労施設等の利用者も一緒に参加するようにすること。また、共同受注窓口担当者も積極的に参加すること。

カ アからオまでに掲げるもののほか、工賃向上計画に基づく具体的な取組、都道府県が実施する賃金向上のための取組又は共同受注窓口の活性化のための取組を実施するための事業

## ② 在宅就業マッチング支援等事業

仕事をする意欲と能力はあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情で一般就職や施設利用が困難な障害者に対し、ICTを活用し、(ア)から(カ)に掲げた取組を組み合わせ、就業支援を実施する。ただし、令和元年度まで(2)特別事業であった「在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業」を実施した都道府県については、既に当該モデル事業において、下記(カ)の取組の一環として、システム構築がなされている場合には、当該システムを活用した取組を実施することを基本とする。

(ア) 在宅就業を希望する障害者に対するICT技術等のスキルアップ支援

(イ) 在宅就業の障害者に対する仕事の発注促進などの企業への普及・啓発や販路開拓支援

(ウ) 発注企業の開拓・企業に対する発注への相談支援

(エ) 在宅障害者と企業から発注された仕事の効率的なマッチング体制の構築

(オ) 在宅就業の障害者が受注した仕事を支援する体制の構築

(カ) 企業と在宅就業の障害者をつなぐICTネットワークの構築

## ③ 共同受注窓口の機能強化事業

共同受注窓口の機能強化を図るため、官公需や民需に係る関係者(都道府県内行政機関、障害者就労施設等、民間企業等、農業協同組合等、商工会等)が参画する協議会を設置し、障害者就労施設等への発注拡大のための連絡調整や協議の場として活用するなど、障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行う体制を構築する。

協議会では、官公需及び民需の拡大に向けて、地元企業等との協力・協働関係の構築を図ることにより、ワークシェアリングや地元企業、経営者団体等との協働による製品開発、新たな官公需や民需の創出による販路拡大、農福連携に対応した地域関係者を結ぶ取組などを検討・実施する(必要に応じて、協議会の下に専門家等で構成するワーキンググループを設置し、工賃や賃金の向上に資する品質向上などの方策について検討する)。

このほか、本事業を活用し、都道府県内における国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律(平成24年法律第50号)に基づく取組を更に進めるため、行政機関の調達担当者と共同受注窓口、事業所職員による情報交換会の開催なども検討・実施する。

また、共同受注窓口では、以下の(ア)から(カ)を実施できるように体制を整備していくこと。

(ア) 参加している障害者就労施設等が提供可能な物品及び役務等の内容を収集、整理し、国、自治体、企業等に情報が提供できる体制の整備

(イ) 受発注に関する調整及び契約に関すること

(ウ) 企業等と障害者就労施設等との連携による共同商品や新商品の開発に関する支援

- (エ) 障害者就労施設等に対する技術支援及び生産・販売体制の管理・指導の実施
- (オ) 工賃・賃金向上に資する研修会、販売会又は商談会等の企画立案
- (カ) 企業等への営業活動、販路開拓、商品等の販売活動

## (2) 特別事業

農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト

農業・林業・水産業等（以下「農業等」という。）の分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃・賃金の向上等を図るとともに、地域における障害者の活躍の場の拡大を実現するため、障害者就労施設等へ農業等に関する専門家の派遣による農業技術等に係る指導・助言や6次産業化支援、農福連携マルシェ（林業・水産業等との連携により開催されるものを含むものとする。以下同じ。）の開催等を支援する。

具体的には以下の（ア）から（オ）を実施する。

- (ア) 農業等に関する十分なノウハウを有していない障害者就労施設等に対し、農業等の専門家の派遣等による農業技術等の指導・助言
- (イ) 農業等の専門家の派遣等による6次産業化への取組支援
- (ウ) 農業等に取り組む障害者就労施設等による農福連携マルシェの開催支援（複数の都道府県が連携して、都道府県域を越えてブロック単位で開催することも可能とする。）
- (エ) 農業等に取り組んでいる障害者就労施設等の好事例を収集し、他の障害者就労施設等で共有するなどの意識啓発等を行うセミナーの開催
- (オ) 農業生産者等と障害者就労施設等による施設外就労とのマッチング支援

これらの事業を実施するに当たっては、都道府県農政部局等と連携し事業実施地域における主要農産物の生産状況、価格、市場ニーズ等の把握を行った上で、効果的・効率的に実施するとともに、常に生産活動収入の増加や障害者に支払う工賃・賃金の向上が図られるように実施すること。

(イ)を実施する際には、障害者就労施設等が生産した一次産品を加工した商品を開発する支援だけでなく、農業生産者等から加工受託を行うことや安定的な販路の確保も含めた支援を行うこと。

また、(ウ)を実施する際には、4（4）に留意した上で、企業や農業生産者等も参加できるようにするとともに、商談会も合わせて実施するなど、単なる普及・啓発の事業にならないよう留意し、利用者である障害者の就労能力の向上を図るためにも必ず利用者を参加させること。

なお、過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）における

(ア) から (オ) までに係る取組については、一層の推進を図ること。

## 4 留意事項

- (1) 令和3年3月10日付け障発0310第5号の通知内容に留意すること。

(2) 本事業の対象となる障害者就労施設等は次のアからエのとおりとする。

なお、都道府県内の全ての事業所（指定都市、中核市、その他指定権限の移譲を受けた市町村が指定した事業所も含む。）が対象であることに留意し、都道府県は管内市町村とも連携を図って取り組むこと。また、新型コロナウイルス感染症の対応により、生産活動に大きな影響が出ている事業所を積極的に支援すること。

ア 就労継続支援A型事業所（経営改善計画書若しくは賃金向上計画を都道府県に提出している事業所又は都道府県が認めた事業所）

イ 就労継続支援B型事業所

ウ 生活介護事業所（生産活動を行っている場合）及び地域活動支援センターのうち、「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所について都道府県が認めた事業所

エ 共同受注窓口

(3) 共同受注窓口の機能強化事業については、協議会やワーキンググループの設置及び運営に係る経費とする。

(4) 農福連携等による障害者の就労促進プロジェクトにおける「農福連携マルシェの開催支援」に係る注意点

ア 農福連携マルシェの開催支援にあたっては、就労継続支援事業所だけでなく、施設外就労の機会の確保や加工受託にもつながる可能性もあることから農業関係者等を含めた農福連携マルシェの開催を検討すること。

イ 農福連携マルシェを開催するにあたっては、普及・啓発のみの効果を見込むのではなく、障害者就労支援施設等が生産する商品の販路拡大や障害者の工賃・賃金向上につながるよう農業関係者等や民間企業等との合同による商談会をセットで実施するなど開催方法を工夫すること。

ウ 農福連携等の「福」の広がりを推進するために、民間企業等や高齢者、生活困窮者、犯罪や非行をした者等を支援する事業所等と農福連携マルシェを共同開催することも可能とするが、本事業の対象となる事業所にかかる経費のみを按分する等合理的な方法により算出し、計上すること。

エ 全国で統一感を持った農福連携マルシェの取組がより効果的であることから、農福連携マルシェの開催を実施する場合には、別添の使用規程を確認の上、農福連携ポスター及びのぼりを積極的に活用すること。

## 5 費用の支弁

本事業に要する費用は、都道府県が支弁する。

なお、対象事業所については、都道府県内の全ての事業所を対象としていることから、事業の実施にあたっての費用負担は、各自治体と協議の上進めること。

## 6 経費の補助

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。ただし、次に掲げる費用については当該事業費の補助対象外とする。

- (1) 維持管理費、食材料費、県職員旅費
- (2) 都道府県が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行う費用、又は個人負担を直接的に軽減する費用
- (3) 農林水産省の農山漁村振興交付金（農福連携対策）を活用する事業に係る費用
- (4) 令和元年度まで3（2）特別事業であった「在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業」を活用してシステム構築を行った都道府県については、
  - ・当該システムの維持・管理に係る費用
  - ・新たなシステム構築に係る費用

## 7 施行期日

この通知は平成24年4月1日から施行するものとする。

(別添)

## 農福連携ポスター及びのぼり使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、農福連携ポスター及びのぼりを使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

(使用制限)

第2条 農福連携ポスター及びのぼりは、厚生労働省及び農林水産省のほか、都道府県又は市町村が主催又は共催する（委託を含む。）農福連携等の共同販売会を実施する場合のみ使用することができるものとする。

(農福連携ポスター及びのぼりのデザイン変更について)

第3条 農福連携ポスターについては、別紙1の規定のとおりとする。  
農福連携のぼりについては、別紙2のとおりとし、変更できないものとする。

(使用の中止等)

第4条 農福連携ポスター及びのぼりの使用に関し、第2条に該当しないと認められるとき又はその使用が不適切であると認められるときは、厚生労働省及び農林水産省はその使用を差し止めることができる。

(使用料)

第5条 農福連携ポスター及びのぼりの使用料については、無料とする。

(農福連携ポスター及びのぼりに関わる権利)

第6条 農福連携ポスター及びのぼりに関するデザインの権利は、厚生労働省及び農林水産省に帰属する。

(規程の改定)

第7条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

(附則)

第8条 この規程は、平成28年9月27日から施行する。



## 農福連携ポスターの規定

### 1. 変更可能部分について

「ノウフクマルシェ」より上段について、変更はできないものとする。  
次の（１）から（４）までの項目は必須とし、（５）、（６）については任意とする。

- （１）開催日時
- （２）開催場所
- （３）主催者
- （４）運営事務局の実施団体名、住所、連絡先
- （５）サブタイトル等
- （６）マルシェの特色、アピールポイント

### 2. 字体

字体については、小塚ゴシック Pro を基本とするが、それがない場合は MS ゴシックもしくはそれに類似した字体とする。

### 3. 字体の色

字体の色については、黒色を基本とするが、1（１）については紫色若しくは黒色とする。

ノウフク  
PROJECT

「農業」と「福祉」が  
つながって、  
日本を元気に！

農福連携マルシェ2016

# ノウフクマルシェ

(5) サブタイトル等

(1) 開催日時

平成28年 ○月○日○～○月○日(○) ○:○～○:○

(2) 開催場所

場所：○○○○

(6) マルシェの  
特色・アピール  
ポイント

「農業」と「福祉」の連携は、農業従事者の減少や耕作放棄地の増加などの課題に対して、障害者が農業に関わることで精うとともに、障害者にとっては、就業機会の確保や収入の増加につながるもので、「農業」と「福祉」が連携することで、それぞれの課題解決につながっています。また、農福連携は新しい事業や地域コミュニティを育み、その可能性の幅を広げています。「ノウフク マルシェ」は、そんな「農業」と「福祉」の連携で生まれた、地域の農産品や加工品を広くみなさんにご紹介して、ご購入していただくための市場です。



主催

(3) 主催者



ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health Labour and Welfare



農林水産省  
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

(4) 運営事務局  
の実施団体名、  
住所、連絡先

運営事務局：一般財団法人 地方自治体公民連携研究財団

東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル2階 TEL 03-5573-4261 FAX 03-5573-4490



# ノウフクマルシェ

「農業」と「福祉」がつながって、日本を元気に！

ノウ フク  
PROJECT